福祉用具（歩行器・車いす・杖）同一種目複数貸与の理由書について

歩行器・車いす・杖の貸与について、同一種目を複数貸与する場合は『福祉用具（歩行器・車いす・杖）同一種目複数貸与の理由書』、アセスメントシート及びケアプランの提出をお願いします。

この確認シートは、介護保険法で提出を求められている書類ではありませんが、介護保険の適正な運用の為、ケアプランに位置づけする際にはご提出ください。

１　提出書類（提出書類はサービス担当者会議後概ね１か月以内に提出ください。）

　　①福祉用具（歩行器・車いす・杖）同一種目複数貸与の理由書

　　②アセスメントシート（写）

　　③ケアプラン（写）

２　提出時期

①新規利用：歩行器・車いす・杖について同一種目複数貸与が必要となった時

②継続利用：介護度が同じでも認定期間ごとに提出が必要

③記載内容変更時：福祉用具（歩行器・車いす・杖）同一種目複数貸与の理由書

の記載内容に変更が生じた時（※居宅介護支援事業所が変更

した場合は提出ください。事業所内の担当替えについては再

提出の必要はありません。）

３　その他

　　・計画作成時、事前にアセスメントシート及びケアプランの提出の必要はありません。

・計画作成に関して、相談がある場合は、高齢者支援課までご相談下さい。